

■小山市立図書館利用制限要項

(趣旨)

第1条 この要項は、中央図書館、小山分館、間々田分館、桑分館、公民館図書室・配本所、城南配本所、移動図書館の図書館ネットワーク内における貸出資料未返却者等への利用制限について必要な事項を定める。

(利用制限の対象者)

第2条 中央図書館長(以下「館長」という。)は、図書館利用者のうち、次の各号のいずれかに該当する利用者に対し、利用を制限することができる。

- (1) 図書館で貸出した資料を90日以上延滞している利用者
- (2) 10年以上利用のない利用者

(利用制限内容)

第3条 利用制限内容は、次のとおりとする。

- (1) 貸出停止
- (2) 予約受付停止(受付済み予約の取消を含む)

(制限の期間)

第4条 利用期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる利用者である場合
督促対象の図書館資料が返却されるまで。この場合において、弁償の申し出があっても、長期間弁償されない場合は、弁償されるまでとする。
- (2) 第2条第2号に掲げる利用者である場合
登録から抹消する。

(封書による督促通知)

第5条 図書館で貸出した資料を返却しない利用者に対して、封書による督促を行う。

- (1) 図書館で貸出した資料を30日以上延滞している利用者には、未返却資料のお知らせ(様式第1号)を通知する。
- (2) 図書館で貸出した資料を90日以上延滞している利用者には、図書館資料返却督促状(様式第2号)を通知する。通知文には、現在新たな貸出及び予約の停止としている旨を記載する。

(制限の解除)

第6条 館長は、制限の対象となる資料が返却されたときは、利用制限を解除する。

附 則

この要項は、平成26年11月1日から施行する。

この要項は、平成28年11月1日から施行する。